

## 南西海運株式会社 仕事と子育ての両立支援行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、以下のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年8月1日から 令和7年7月31日までの 3年間
2. 内 容

目標1：男性の育児休業取得を促進し、3年間（計画期間）で取得率50%を達成する。

<対策>

- 令和4年8月～ 育児休業制度の内容についてリーフレットを掲示・配布により社員に周知する。
- 令和4年10月～ 育児休業制度の内容について管理職を対象とした研修を実施する。
- 令和5年1月～ 育児休業取得者の了解を得てその体験談を社内で公表する。

目標2：育児休業に関する規定の整備、社員の育児休業中の待遇及び育児休業後の労働条件について周知する。

<対策>

- 令和4年8月～ 相談窓口体制を整備し、社員個々の相談や問い合わせに対応できるようにする。
- 令和4年10月～ 育児休業に関する規定を法改正に則した最新版に改定する。
- 令和4年10月～ 育児休業中の待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について社内チャットシステム・説明会の実施などにより社員に周知する。

目標3：令和7年6月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

<対策>

- 令和4年8月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握する。
- 令和4年8月～ 年次有給休暇の取得日数アップに向けた取組みを検討する。
- 令和4年10月～ 年次有給休暇の取得日数アップに向けた管理職研修を実施する。
- 令和4年11月～ 年次有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組みを開始する。

以上